

## 第 4 5 号議案

### 亀岡市立文化センター条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市立文化センター条例（平成 1 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

### 亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例

亀岡市立文化センター条例（平成 1 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 1 の項中「亀岡市立天川文化センター」を「亀岡市立人権福祉センター」に、「天川本山 2 2 番地」を「佐伯琴敷 7 8 番地の 1」に改める。

第 4 条及び第 5 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 9 条第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市立文化センター条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 人権・福祉・交流の拠点となる天川文化センターを建て替え移転することに伴い、同センターの名称及び位置を次のとおり改めること。

名 称	位 置
亀岡市立人権福祉センター	亀岡市蕨田野町佐伯琴敷78番地の1

- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行すること。